

議案第38号

飯能市長等の給料の特例に関する条例（案）

令和2年7月1日から同年9月30日（この条例の施行の日在職する市長が退職し、失職し、解職され、又は死亡したときは、その日）までの間においては、市長、副市長及び教育長の給料月額の支給に当たっては、飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第9号）第3条の規定にかかわらず、給料月額から、給料月額に、市長にあっては100分の30を乗じて得た額、副市長にあっては100分の20を乗じて得た額、教育長にあっては100分の15を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

令和2年6月5日提出

飯能市長 大久保 勝